

議案第 10 号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年亀山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項及び同条第2項の表障害基礎年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。